

岡山県がん精密検診結果収集管理事業実施要領

1 目 的

岡山県がん精密検診結果収集管理事業（以下「本事業」という。）は、市町村が実施するがん検診の精密検診の結果を収集、分析することにより、検診の効果を把握するとともに、これを一次検診実施機関等に提供することを通じ、検診精度の維持向上及びがん予防対策の推進を図ることを目的とする。

2 実施の方法

- (1) 岡山県（以下「県」という。）と市町村とは互いに連携し、検診実施機関（一次検診実施機関及び精密検診実施機関）、岡山大学病院（以下「岡大病院」という。）の協力を得て、本事業を実施する。
- (2) 県は、精密検診結果報告書（以下「精検報告書」という。）の精密検診実施機関（以下「精検機関」という。）からの収集、入力、集計、分析及び管理の業務を岡大病院に委託し、市町村は、精検報告書の収集、整理及び市町村への送付の業務を岡大病院に委託する。岡大病院はこれらの業務を、岡大病院岡山県がん登録室（以下「がん登録室」という。）において処理する。

3 収集の対象

精検報告書収集の対象は、市町村が行うがん検診（一次検診）の結果「要精検」とされた者（以下「要精検者」という。）で、精検機関において精密検査を受けた者とする。

4 事業の内容

(1) 精検報告書等の配布と送付

- ア 市町村は、実状に応じ、一次検診の募集又は受診等の際に、精密検査結果の収集を行うことについて、検診受診者への周知に努めるものとする。
- イ 精密検診依頼書（以下「精検依頼書」という。）及び精検報告書（市町村宛、がん登録室経由）は、様式1－1～5のとおりとする。精検依頼書及び精検報告書は、市町村が一次検診機関に配布するなどして準備する。
- ウ 一次検診実施機関は、検診終了後、要精検者について精検依頼書及び精検報告書の一次検診部分に記入し、市町村と連携の上、要精検者本人に対しこれを岡大病院送付専用封筒とともに精検機関に持参して精密検査を受診するよう指導する。
- エ 要精検者に対し精密検診を実施した精検機関は、精検報告書に精密検診結果を記入の上、がん登録室へ送付する。
- オ がん登録室に精検報告書の送付を受けた岡大病院は、市町村あてのものについては、速やかに市町村に送付する。

(2) 精検報告書の集計と報告

- ア 市町村は、別途県が定める様式により検診実績をとりまとめ、毎年所定の期日までに所管保健所を経由して県に報告する。
- イ 岡大病院は、精検報告書の入力、集計及び分析を行い、その結果を県に報告する。
- ウ 県は、ア及びイの報告を、県全体の検診の実施状況の把握及び検診の精度管理指導に使用する。

(3) 精検資料の利用及び提供

- ア 県ががん登録室において保有する精密検診に関する資料（以下「精検資料」という。このうち、特定の個人が識別できるものを「個人情報資料」、特定の個人が識別できないものを「統計情報資料」という。）の利用を希望する者は、精検資料利用承認申請書（様式2）に誓約書（様式3）を添付し、県に対して申請するものとする。

イ 県は、アの申請があった場合において、これが次に掲げる条件にすべて適合していると認めるときは、利用を承認することができる。

- ① 精検資料の利用目的が、検診の精度管理又はがん対策の推進に資する研究であること、若しくは次回検診時に参考データとして使用する等直接本人の利益となるものであること。
- ② 申請者が、がんの予防、診断、治療に従事する医療関係者又はその研究者（個人情報資料の利用については、自ら精度管理を行う一次検診機関に限る）であること。
- ③ 利用する検診資料が、利用目的を達成するうえで必要な最小限のものであること。
- ④ 申請者において、精検資料から知り得た情報を外部に漏らさないような管理が適切に行われること。

ウ 県は、イの規定による承認又は不承認をしたときは、その旨を様式4又は様式5により、申請者に通知（承認の場合はがん登録室経由による）する。

エ 岡大病院は、県の指示に基づいて精検資料の必要部分を出力することにより、申請者にこれを提供する。この場合、岡大病院は、精検資料提供記録簿（様式6）に必要事項を記入し記録を保管する。

オ 申請者は、精検資料を受領したときは、速やかに精検資料受領書（様式7）を、がん登録室を経由して県に提出しなければならない。

カ 申請者は、精検資料（統計情報資料の場合を除く）の利用結果を、利用に係る承認の日から1年以内に県に報告しなければならない。また、精検資料を利用して行った研究の成果の公表に当たっては、その内容について事前に県と協議するとともに、公表する全文（図表を含む。）の写しを県に提出しなければならない。

5 秘密の保持等

（1）秘密の遵守

本事業に関与した県、市町村、岡大病院、検診実施機関の関係者は、個々の住民について業務上知り得た秘密については、これを厳守し、他に洩らしてはならない。退職後も同様とする。

（2）目的外利用等の禁止

本事業に関する委託を受けた岡大病院は、本実施要領に定める目的又は手続によるほか、精検資料を利用してはならない。

（3）情報漏洩等の防止措置

岡大病院は、がん登録室に送付された精検報告書はすべて施錠キャビネットに保管するとともに、情報処理システムが常に良好に稼働する状態に保つように努め、情報の漏洩、毀損の防止その他の情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（4）情報の破棄

岡大病院は、がん登録室で保管する精検報告書が不要となった場合は、直ちに焼却、消去又は裁断により廃棄しなければならない。情報を入力した光ディスク等の電磁的記録及び出力帳票についても同様とする。

（附 則）

この要領は、平成15年3月7日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。